

規制の事後評価書

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（廃棄物の処理及び清掃に関する法律部分）

規制の名称：・一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る入口規制・一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可に係る入口規制・許可の変更等・許可の取消し・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の譲受け等・合併及び分割

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課

評価実施時期：令和7年6月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業（以下「廃棄物処理業」という）の許可や、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設（以下「廃棄物処理施設」という）の許可は、廃棄物処理業及び一定の廃棄物処理施設を許可制とし、必要な規制を加えることにより、廃棄物の適正な処理を行わせ、ひいては生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという目的の下に設けられているもの。この廃棄物処理業の許可等の欠格条項として、いくつかの要件を設けているが、そのうちのひとつとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき一般廃棄物及び産業廃棄物の処理等を行う者の信頼性を確保し、一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な処理等を図るため、従前、成年被後見人及び被保佐人を欠格事由としていたものである。
- ・一方、成年被後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第2条第2項に掲げる者をいう。以下同じ。）の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘されていた。
- ・このため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、廃棄物処理業の許可等の制度自体は見直さないものの、欠格事由から成年被後見人及び被保佐人を削除することにより、成年被後見人及び被保佐人の権利に係る制限を緩和した。
- ・併せて、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定）を新設した。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

- ☐ おおむね想定どおり
- ☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

- ☒ おおむね想定どおり
- ☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

- ☒ おおむね想定どおり
- ☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
成年被後見人及び被保佐人の欠格条項の削除による効果	事前評価時	当該規制において、成年被後見人及び被保佐人の欠格条項を削除し、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定）が設置されるため、今後は、成年被後見人及び被保佐人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。
	事後評価時	成年後見制度の利用者数は、198,181人（平成29年末）から、230,848人（令和5年末）に増加した。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるかは不明であるが、本規制緩和により成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなることによって、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することは、成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■行政費用

		算出方法と数値
許可等の申請処理に要する費用	事前評価時	本改正においては、成年被後見人又は被保佐人であることを欠格事由とする現行法と比較して行政手続上大きな変更はない予定であり、行政費用の増加は見込まれない。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
—	事前評価時	特段想定されない。
	事後評価時	顕在化する負担はなかった。

■その他の負担

—

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度の利用者数は増加した。本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間の直接的な因果関係は不明であるが、廃棄物処理業の許可及び廃棄物処理施設の設置許可等の申請に当たり、成年被後見人及び被保佐人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年被後見人等の人権の尊重及び成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消が図られたと考えられる。
- ・他方で、本規制緩和により新たな行政費用及び顕在化する負担は生じていないことから、事前評価時の判断に影響を及ぼす際は生じておらず、本制度は継続することが妥当である。